

印西市人事行政の運営等の状況
の公表について

(平成24年度)

印 西 市

目 次

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況.....	1
(2) 職員の給与の状況	7
(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況.....	18
(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況.....	21
(5) 職員のサービスの状況	22
(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況.....	23
(7) 職員の福祉厚生 of 状況	26
(8) 公平委員会業務の状況	27

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

1 平成23年度実施職員採用競争試験の受験者及び合格者の状況 (単位：人)

結果 対象	受験者数	合格者数
一般行政職（上級）	110	6
技術職土木（上級）	12	2
技術職建築（上級）	4	3
技術職電気（上級）	17	0
技術職機械（上級）	13	1
保育士	7	3
保健師	1	1
一般行政職（上級） ※被災者対象	11	2
技術職建築（上級） ※被災者対象	—	—
技術職電気（上級） ※被災者対象	—	—

※被災者対象とは、東日本大震災の被災者を対象に実施したものです。

2 平成23年度退職者数の状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

（単位：人）

事由 年度	定年 退職	勸奨 退職	公務外 死亡 退職	自己 都合 退職	任期満了 による 退職	派遣終了 による 退職	合計
平成23年度	10	3	1	5	3	8	30

【参考】平成22年4月1日～平成23年3月31日

平成22年度	8	5	1	6	0	8	28
--------	---	---	---	---	---	---	----

3 平成24年4月1日付け昇任・降任の状況

平成24年4月1日付けの昇任は90名でした。各級への昇任の状況は以下のとおりです。なお、降任についてはありません。

（単位：人）

部長 (8級)	参事 (8級)	課長 (7級)	主幹 (7級)	副主幹 (6級)	主査 (5級)	主査補 (4級)	主任主事 (3級)	主事 (2級)
2	2	6	8	6	22	36	4	4

4 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	備 考	
		平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	
		総 務	1 7 9	1 7 0	△ 9	
		税 務	3 1	3 1	0	
		農 林 水 産	1 4	1 4	0	
		商 工	9	8	△ 1	
土 木		7 2	7 0	△ 2		
民 生		1 3 3	1 3 3	0		
衛 生	4 9	5 6	7			
	計	4 9 3	4 8 8	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.94人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 54.46人)	
	教 育 部 門	1 4 3	1 4 2	△ 1		
	小 計	6 3 6	6 3 0	△ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.64人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 73.53人)	
公 営 会 社 等 部 門	水 道	7	7	0		
	下 水 道	1 1	1 2	1		
	そ の 他	3 5	3 4	△ 1		
	小 計	5 3	5 3	0		
合 計		6 8 9 〔 7 7 8 〕	6 8 3 〔 7 7 8 〕	△ 6 〔 0 〕	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.50人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長を含む)

2 [] 内は、条例定数の合計です。

5 職種別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

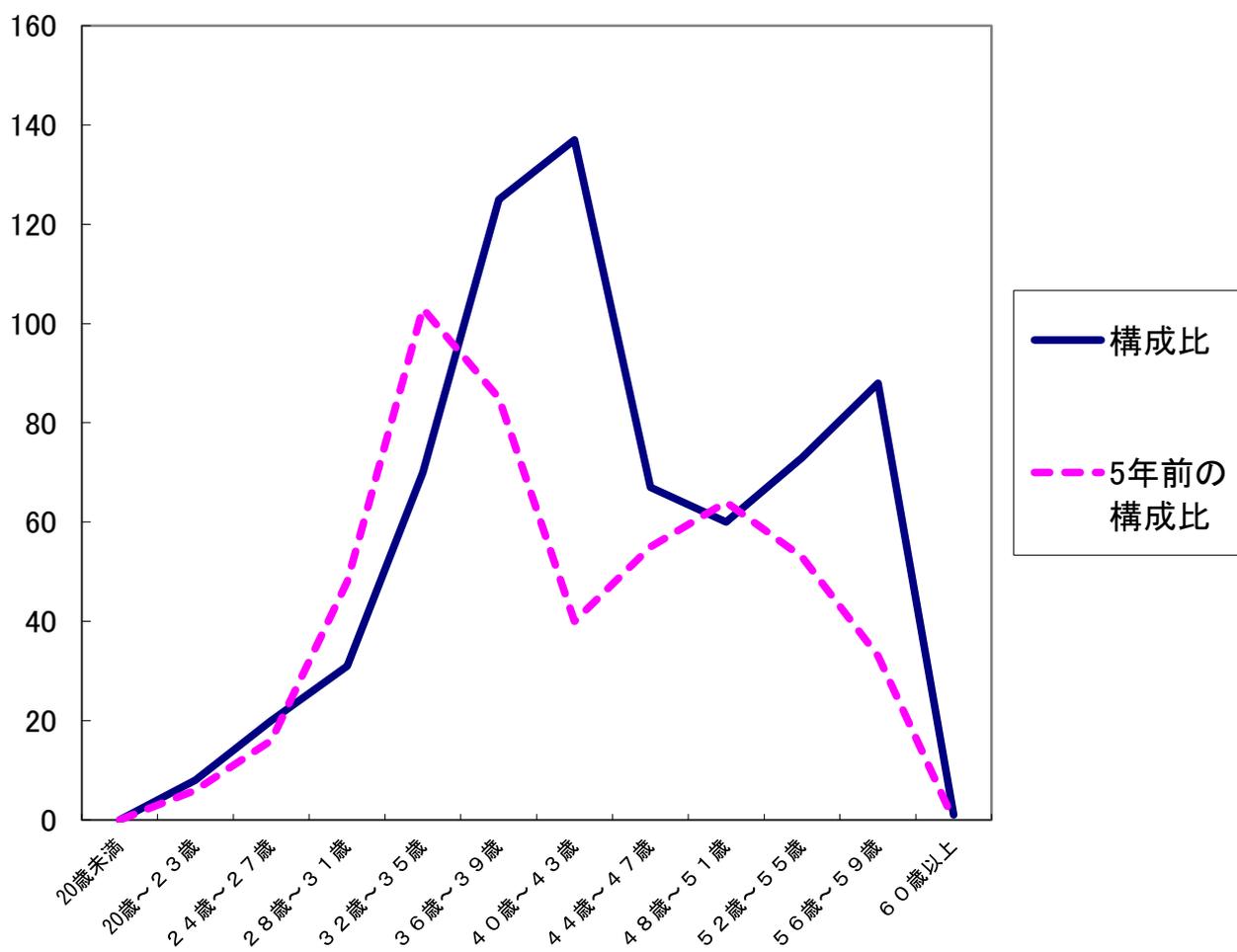
職種名	職員数		対前年 増減数
	平成23年	平成24年	
司書・学芸員	9	10	1
看護師	3	2	△1
保健師・助産師	23	24	1
その他の医療技術者	5	4	△1
栄養士	8	8	0
建築技師	5	10	5
土木技師	24	26	2
保育所保育士	49	52	3
施設保育士・寄宿舎指導員等	9	9	0
その他の一般技術関係職	1	2	1
生保担当ケースワーカー	4	4	0
査察指導員	1	1	0
その他の一般事務関係	481	471	△10
運転手	8	7	△1
調理員	11	11	0
その他の技能労務関係職員	20	18	△2
社会教育主事	1	1	0
その他の教育公務員	20	20	0
合計	682 (688)	680 (682)	△2 (△6)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長を除く)

2 () の職員数は常勤の任期付職員を含む人数です。

6 年齢別職員構成の状況

(平成24年4月1日現在)



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	8	20	31	70	125	137	67	60	73	88	1	680

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。(任期付職員及び教育長を除く)

7 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	512	506	510	506	493	488	△24(△4.7%)
教育	170	168	165	145	143	142	△28(△16.5%)
普通会計	682	674	675	651	636	630	△52(△7.6%)
公営企業等会計計	63	65	62	52	53	53	△10(△15.9%)
総合計	745	739	737	703	689	683	△62(△8.3%)

- (注) 1 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併前の年度(平成19年度から平成21年度)については、印西市、印旛村及び本埜村の計です。

8 定員管理の数値目標及び進捗状況

- ① 平成22年4月1日～平成27年3月31日における定員管理の数値目標

平成22年4月1日 職員数	平成27年3月31日 職員数	純減数	純減率
人 703	人 660	人 △43	% △6.12

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成22年4月1日	平成27年3月31日	660人

- ② 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

区分	平成22年	平成23年 (1年目)	平成24年 (2年目)	平成25年 (3年目)	平成26年 (4年目)	平成27年 (5年目)	期間計
減員	—	29	35				64
増員	—	15	29				44
差引	—	△14	△6				△20
職員数	703	689	683				—

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(教育長を含む)
 2 「減員」は前年度退職者数、「増員」は前年4月2日～当年4月1日までの採用者数です。

(2) 職員の給与の状況

1 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成22年 度の人件 費率
平成 23 年度	(平成 24 年 3 月 31 日) 90,465 人	千円 30,298,900	千円 2,741,714	千円 5,836,044	% 19.3	% 17.9
平成 22 年度	(平成 23 年 3 月 31 日) 89,445 人	33,219,459	1,512,163	5,935,072	17.9	19.2

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含む。

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
平成 23 年度	人 670	千円 2,594,577	千円 613,213	千円 1,000,967	千円 4,208,757	千円 6,282	千円 6,045
平成 22 年度	685	2,653,891	657,490	1,021,139	4,332,520	6,325	5,959

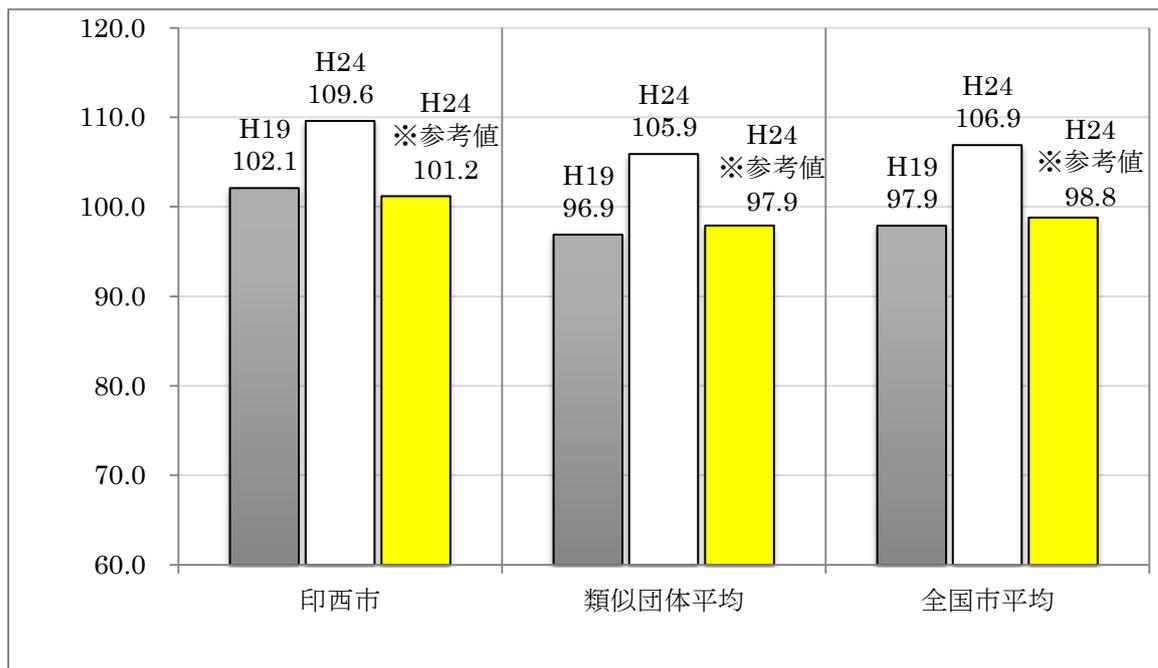
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、各年度4月1日現在の一般職に属する職員数です。

(常勤の任期付職員を含み、教育長を除く)

3 ラスパイレス指数の状況

(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

4 一般行政職給料表の状況

(平成24年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	円 135,600	円 185,800	円 222,900	円 261,900	円 289,200	円 320,600	円 366,200	円 413,000
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	356,300	390,800	418,800	443,400	471,000	497,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

5 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成24年4月1日現在)

(一般行政職)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
印西市	43.9歳	346,800円	433,333円	407,365円
千葉県	43.3歳	343,784円	433,098円	393,538円
国	42.8歳	(329,917)円	—	(401,789)円
類似団体	43.2歳	327,748円	391,486円	362,999円

【参考】平成23年4月1日現在

印西市	43.6歳	345,000円	463,563円	405,324円
-----	-------	----------	----------	----------

(技能労務職)

区分	公務員				民間			参考
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
印西市	52.4歳	279,700円	326,554円	317,977円	—	—	—	—
うち用務員	53.1歳	266,800円	299,506円	295,311円	用務員	53.5歳	206,600円	1.45
うち自動車運転手	51.9歳	312,500円	392,929円	364,171円	自家用乗用 自動車運転 手	58.6歳	220,500円	1.78
うち学校給食員	—	—	—	—	—	—	—	—
その他技能労務職	51.5歳	283,000円	327,364円	327,333円	—	—	—	—
千葉県	51.4歳	328,729円	383,739円	364,227円	—	—	—	—
国	49.7歳	285,030円	—	323,181円	—	—	—	—
類似団体	49.0歳	314,792円	350,255円	335,630円	—	—	—	—

【参考】平成23年4月1日現在

印西市	52.0歳	279,000円	325,255円	317,202円	—	—	—	—
-----	-------	----------	----------	----------	---	---	---	---

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
印西市	—	—	—
うち用務員	4,774,267円	2,861,400円	1.67
うち自動車運転手	6,092,143円	2,852,300円	2.14
うち学校給食員	—	—	—
その他技能労務職	5,181,269円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成21～23年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(医療技術職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
印西市	38.1歳	268,100円	325,830円	296,030円
千葉県	—	—	—	—
国	44.6歳	(309,588)円	—	(350,029)円
類似団体	—	—	—	—

【参考】平成23年4月1日現在

印西市	37.1歳	264,800円	330,790円	299,150円
-----	-------	----------	----------	----------

(看護・保健職)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
印西市	39.2歳	300,000円	358,850円	334,788円
千葉県	—	—	—	—
国	45.7歳	(313,617)円	—	(342,896)円
類似団体	39.8歳	295,715円	350,484円	313,222円

【参考】平成23年4月1日現在

印西市	39.5歳	300,000円	372,908円	334,908円
-----	-------	----------	----------	----------

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 千葉県の給与月額は、給料月額と諸手当(期末・勤勉手当、退職手当を除くすべての手当)を合計したものです。また、それぞれの額は、減額措置後の額より算出しています。
 4 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

②職員の初任給の状況

(平成24年4月1日現在)

区 分		印西市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	178,800円	I種(181,200)円 II種(172,200)円
	高校卒	144,500円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	141,900円	144,500円	—
	中学卒	129,200円	133,100円	—
医療技術職 (栄養士)	大学卒	180,700円	—	—
	短大卒	163,200円	163,200円	—
看護・保健職 (保健師)	大学卒	212,800円	209,800円	—
	短大3卒	203,900円	203,900円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

(平成24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	263,113円	314,164円	371,325円
	高校卒	—	—	324,695円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
医療技術職 (栄養士)	大学卒	—	—	—
	短大卒	—	—	—
看護・保健職 (保健師)	大学卒	—	—	—
	短大3卒	—	—	—

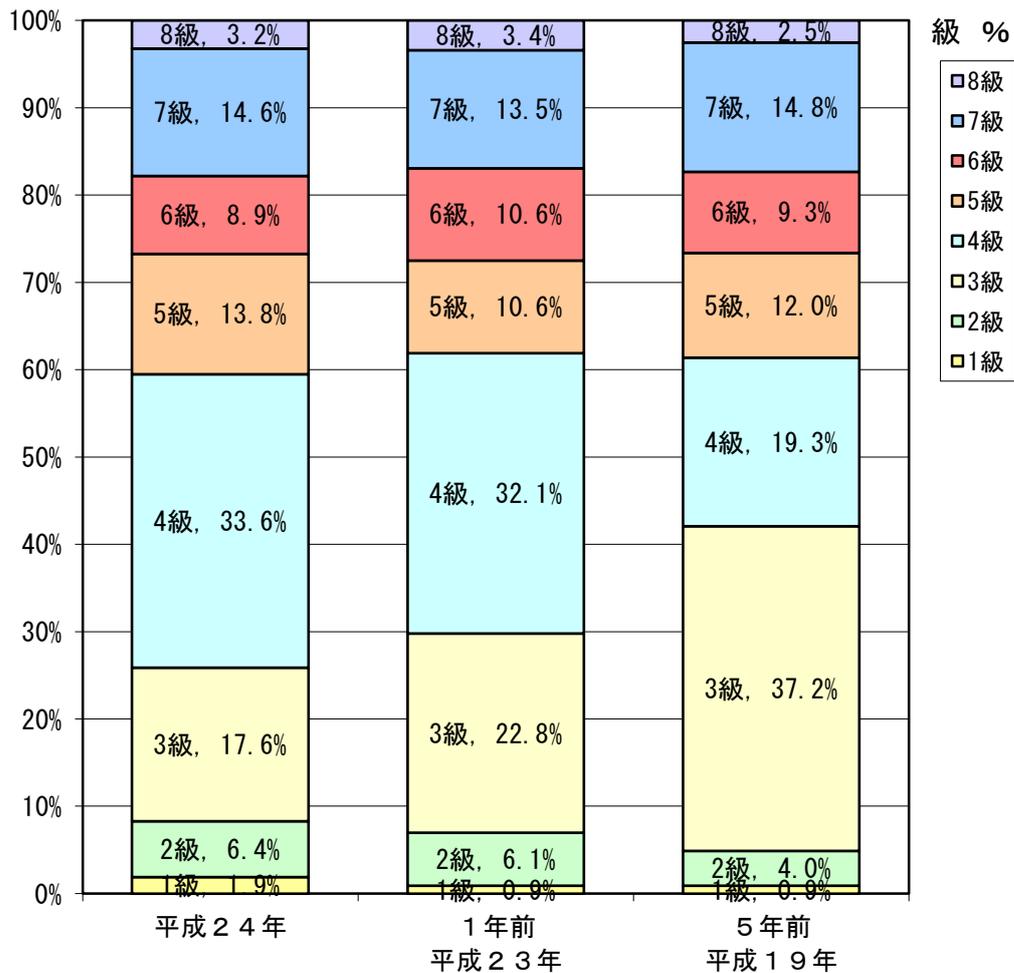
(注) 経験年数とは、学校卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいう。

6 一般行政職の級別職員数等の状況

(平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (福祉職等を除く)	構成比
1級	主事補、技師補	9人	1.9%
2級	主事、技師	30人	6.4%
3級	主任主事、主任技師	83人	17.6%
4級	主査補	158人	33.6%
5級	主査	65人	13.8%
6級	副主幹	42人	8.9%
7級	課長、室長、主幹	69人	14.6%
8級	部長、参事	15人	3.2%

- (注) 1 印西市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



7 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

印 西 市	千葉県	国
1人当たり平均支給額 (平成23年度) 1,541千円	1人当たり平均支給額 (平成23年度) 千円	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 06月期 1.225月分 0.675月分 12月期 1.375月分 0.675月分 計 2.60月分 1.35月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 06月期 1.225月分 0.675月分 12月期 1.375月分 0.675月分 計 2.60月分 1.35月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 06月期 1.225月分 0.675月分 12月期 1.375月分 0.675月分 計 2.60月分 1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

6月1日現在及び12月1日現在時点において、勤務評定を実施しており、結果を6月及び12月の勤勉手当に反映している。

それぞれの結果については、“(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況”にて公表する。

② 退職手当

(平成24年4月1日現在)

印西市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
退職時 特別昇給	—		退職時 特別昇給	—	
1人当たり 平均支給額	16,927千円		—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当(普通会計)

(平成24年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	8%	663人	15%
支給実績(平成23年度決算)		218,876千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)		330,628円	

- (注) 1 支給対象職員数は平成24年4月1日現在の職員数です。
(短時間勤務職員を除く。)
- 2 支給職員1人当たり平均支給年額は、実支給人数で除した額です。

④ 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(平成23年度決算)	163,988千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	191千円
支給実績(平成22年度決算)	196,247千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	225千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額は、各年度4月1日現在の職員数(短時間勤務職員を含む。)で除した額です。

⑤ 特殊勤務手当（普通会計）

（平成24年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症処理手当	保健職	感染症処理事務に従事した時	日額300円
税務手当	税務職	滞納整理事務に従事した時	日額300円（ただし、月額3,000円以内）
ごみ処理手当	一般行政職	廃棄物処理及び不法投棄物処理作業等に従事した時	日額400円
行旅病人及び行旅等死亡人取扱手当	福祉職	行旅病人及び行旅等死亡人取扱に従事した時	取扱い1件につき 病人のとき 2,000円 死亡人のとき 3,000円
区 分		全 職 種	
支給実績（平成23年度決算）		46千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成23年度決算）		3,825円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成23年度）		2%	
手当の種類（手当数）		4	

⑥ その他の手当（普通会計）

（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給職員1人当たり平均支給年額23年度決算	支給実績23年度決算
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 16歳から22歳までの子1人 5,000円加算 	同じ	—	238,252円	77,194千円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家の場合（家賃12,000円を超える場合に限る） 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の場合は、暫定措置として平成23年3月において同住宅で同手当を受給していた者に限り、平成23年度は3,000円、平成24年度は1,500円を支給 	113,400円	34,247千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・電車、バスを利用する場合定期券代など全額支給（6ヶ月定期券代のまとめ払い制を導入） ・乗用車などを使用する場合使用距離に応じて2,000円～24,500円を支給 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・国は電車、バスを利用する場合、定期券代など55,000円まで支給。 ・乗用車などを使用する場合は同じ 	68,802円	50,500千円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 課長相当職以上の職に応じ、支給 部長 79,900円 参事 70,500円 課長 57,500円 主幹 44,300円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・国は管理又は監督の地位にある職に応じ、66,400円から117,500円の範囲で支給（定額制） 	685,973円	56,936千円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が宿日直の勤務に服した場合に支給 勤務1回につき 4,200円 	同じ	—	6,971円	1,025千円

（注） 短時間勤務職員を含む。

8 特別職の報酬等の状況

(平成24年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	824,500円 (850,000円)	
	副 市 長	688,700円 (710,000円)	
報 酬	議 長	430,000円	
	副 議 長	360,000円	
	議 員	340,000円	
地 域 手 当	市 長	5%	
	副 市 長	5%	
期 末 手 当	市 長	(平成23年度支給割合) 6月期 1.85月分	
	副 市 長	<u>12月期 2.00月分</u> 計 3.85月分	
退 職 手 当	議 長	(平成23年度支給割合) 6月期 1.90月分	
	副 議 長	<u>12月期 2.05月分</u>	
	議 員	計 3.95月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 824,500円×在職月数×0.35 (支給率)	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	688,700円×在職月数×0.25 (支給率)	任期毎

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 一般職員の勤務時間の状況

1週間の 正規の 勤務時間	1日の 正規の 勤務時間	条例・規則の状況		勤務時間の運用上状況	
		開始時刻	終了時刻	休憩	休息
38時間 45分	7時間 45分	8時30分	17時15分	12:00 ～ 13:00	—

2 一般職員の年次有給休暇の取得状況

制度概要	平均取得日数
1年につき20日付与 残日数(20日上限)を翌年に繰越し可	14.1日

(注) 1 調査対象期間は、平成23年1月1日から平成23年12月31日です。

2 年次有給休暇は、1月1日に在職する職員に対して、1年につき20日が与えられます。

3 その他休暇等の種類

① 療養休暇

傷病のため療養を要し、又は就業を禁止された場合には、医師等の証明に基づき、次の限度で療養休暇が与えられる。

ア 結核性疾患 勤続期間に応じ1年から3年

イ 結核性疾患以外の傷病 90日(週休日等を含む暦日数)

② 看護休暇

職員の配偶者等が重度の疾病、負傷又は高齢のため、職員自らが看護を行う必要がある場合に任命権者の許可を得て休むことで、2週間以上の期間で、1の年度を通じて180日を限度に与えられる。なお、その勤務しない時間については、給与は減額される。

③特別休暇

休 暇 の 種 類	日 数
1. 選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要と認める期間
2. 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	その都度必要と認める期間
3. ドナー休暇	その都度必要と認める期間
4. ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 1の年において5日の範囲内の期間
5. 職員の結婚	5日
6. 妊娠中の職員が受ける保健指導又は健康診査	妊娠6月まで 4週間に1回 妊娠7月から9月まで 2週間に1回 妊娠10月から出産まで 1週間に1回 出産後1年以内 1回 1回につき、保健指導又は健康診査に必要な時間
7. 妊娠中の職員の通勤時における母体又は胎児の健康保持	1日を通じて1時間を越えない範囲内で必要とされる時間
8. 妊娠中の職員の休息又は補食	その都度必要とされる時間
9. 女性職員の出産	出産の予定日以前8週間（多胎妊娠の場合14週間）に当たる日から出産の日後8週間を経過する日までの期間
10. 職員の生後満1年に達しない子の育児	1日2回とし、1日を通じて60分
11. 配偶者の出産	出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間
12. 子の看護休暇	小学校就学前の子の看護（負傷、疾病の世話）をするため 1の年において5日の範囲内の期間（その子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間
13. 短期看護休暇	配偶者等の看護（負傷、疾病の世話）をするため 1の年において5日の範囲内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）
14. 忌引	職員と死亡した人との関係に応じた日数の範囲内で必要と認める期間

休 暇 の 種 類	日 数
15. 職員が父母、配偶者及び子の追悼のため行う特別な行事	慣習上最小限度必要と認める期間
16. 夏期休暇	7月から9月までの期間における7日
17. リフレッシュ休暇	勤続期間20年に達した者 連続する3日 勤続期間30年に達した者 連続する5日
18. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく交通の制限又は遮断	その都度必要と認める期間
19. 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による交通しゃ断	その都度必要と認める期間
20. 地震、水害、火災その他の災害時の職員の通勤途上における身体の危険の回避	その都度必要と認める期間
21. 地震、水害、火災その他の災害時の職員の現住居の滅失又は破壊	1週間を超えない範囲内での都度必要と認める期間

(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、分限処分に付された者、懲戒処分に付された者は以下のとおりです。

1 分限処分者数

処分事由	処分の種類					合計
	降任	免職	休職	降給		
勤務成績が良くない場合	—	—	—	—	—	
心身の故障の場合	—	—	6	—	6	
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—	
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	—	
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—	
条例で定める事由による場合	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	6	—	6	

2 懲戒処分者数

処分事由	処分の種類					合計
	戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	—	—	—	—	—	
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	—	—	—	—	—	
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	0	

懲戒処分者内訳

処分事由	処分の種類					合計
	戒告	減給	停職	免職		
交通事故・ 道路交通法 違反	職 務 遂 行 中	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	0	

(5) 職員のサービスの状況

1 育児休業及び部分休業の取得者数

育児休業とは、職員が満3歳未満の子を養育するために休業しようとする期間（3歳の誕生日の前日までが最大限）を明らかにし、承認を得て休業することをいいます。

また、部分休業とは、職員が満3歳未満の子を養育するために1日の勤務時間の1部について勤務しないことをいい、1日を通じて2時間を越えない範囲で取得できるものです。なお、両休業とも勤務しない期間・時間については、給与は支給されません。

職員	区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員		0	0
		0	0
女性職員		12	0
		17	0
計		12	0
		17	0

(注) 上段は、平成23年度中に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は育児休業（部分休業）の期間が平成22年度から23年度にかけて引き続いてしている者です。

2 職務専念義務免除の承認数

職員は、「その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、その職務のみ従事しなければならない」とされていますが、特例条例により職務に専念する義務の免除を承認された者は以下のとおりです。

(平成23年度承認者数・人)	
事由	
総合的な健康診査（人間ドッグ）	185
研究集会への参加	0
学校その他の団体から依頼されての講義	0
市行政の運営上特に必要と認められる団体への参加	0
レクリエーションへの参加（運動大会）	9
学校教育法に規定する大学の通信教育の授業への参加	0
その他市長が認めるもの（消防団の出動等）	10
合計	204

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 職員研修

種別	研修先	研修名	日数	参加人数	研修内容
派遣研修	印旛郡 市広域 市町村 圏事務 組合	新規採用職員研修	4日間	6	地方公務員としての立場認識及び執務上必要とされる基礎的知識の習得を図る。
		初級職員研修	4日間	9	地方自治と地方財政及びその他必要とされる基礎的知識の習得を図る。
		中級職員研修	4日間	15	中級職員としての役割や問題解決技法及び必要とされる基礎的知識の習得を図る。
		接遇能力向上研修	2日間	6	行政サービスの向上を考え、接遇能力の向上を図る。
		民法研修	2日間	1	生活の身近な事例を通して民法に触れ、民法を学習する。
		話し方トレーニング研修	2日間	1	話すスキルを習得し、住民への説明能力向上を図る。
	千葉県 自治研 修セン ター	課長研修	2日間	7	課長として必要な全体的な視野と高度な見識習得及び管理能力の向上を図る。
		中堅研修	15日間	2	中堅職員としての見識習得及び管理監督能力の養成を図る。
		市町村民税研修	3日間	2	市町村民税に関する基本的知識の体系的な習得を図る。
		固定資産税（土地）研修	2日間	2	固定資産税（土地）に関する基本的知識の体系的な習得を図る。
		固定資産税（家屋）研修	2日間	1	固定資産税（家屋）に関する基本的知識の体系的な習得を図る。
		税務事務研修	3日間	2	税務に関する基本的知識についての体系的な習得を図る。
		戸籍事務研修	4日間	2	戸籍事務に関する基本的知識についての体系的な修得を図る。
		タイムマネジメント研修	1日間	1	タイムマネジメントの基本的な考え方や、上手な時間の使い方、仕事の進め方等を身につける。
		災害危機管理研修	3日間	1	災害発生の防止及び災害発生時における被害の軽減のため、危機管理意識の高揚と防災知識の向上を図る。
		給与事務研修	1日間	2	給与事務を遂行するために必要な基礎的意識を習得し、実務能力の向上を図る。
		人事管理研修	4日間	1	条例・規則の制定や改廃についての基礎知識及び技法の修得を図る。
		契約事務研修	3日間	1	契約実務の基本的知識の修得と実務遂行能力の向上を図る。
	市町村 アカデ ミー	住民税課税事務	11日間	1	所得課税の理解、地方税法や所得税・法人税制度を演習等により、専門的知識の修得及び実務遂行能力の向上を図る。
		市町村税徴収事務	11日間	1	地方税法総則や国税徴収法等の制度、財産の調査、差押え等の実務を演習により、専門的知識の修得及び実務遂行能力の向上を図る。

種別	研修先	研修名	日数	参加人数	研修内容
		議会事務～分権時代の議会運営～	9日	1	地方議会の改革と活性化、議会運営の実務と課題、議会事務局職員の本構え等、専門知識の習得と実務遂行能力の向上を図る。
		まちづくり～魅力ある都市づくりのための手法～	9日	1	景観や都市再生、中心市街地の活性化、条例を活用したまちづくり等を演習により、実務遂行能力の向上を図る
		防災と危機管理～減災と災害対応能力の向上	9日	1	地震や風水害等に備えた地域防災力の強化、災害発生時の効果的な情報伝達等を演習等により、自治体における災害対応力、危機対応力を学ぶ。
	自治大学校	自治大学校	48日間	1	幹部要員として、その視野と見識を高め職務執行者としての実践力の養成を図る。
	政策研究大学院大学	政策研究大学院大学	1年間	1	まちづくり施策に対する評価や必要性の判断基準、まちづくりに関するノウハウ等を学び、今後のまちづくり行政に役立てる。
	国土交通省	国土交通省行政実務研修	1年間	1	国土交通省での実務研修により都市行政に関する高度な専門知識の習得を図る。
	日本経営協会	固定資産の評価と課税実務	2日間	2	土地の課税と評価について基本的な考え方と実務の運用及び判例を学ぶ。
		学校事故の法的責任と対策講座	2日間	1	学校事故に関するこれらの問題に焦点を合わせ、知っておくべき法律知識と裁判例や具体的事例、対応について学ぶ。
		業務改善講座	1日間	1	民間事例からみる業務改善手法と改善のポイントを学ぶ。
		地方自治体の予算編成と執行管理講座	2日間	2	予算編成の考え方から実務的な執行管理について学ぶ。
		建築工事技術検査の具体的な進め方講座	2日間	2	法律改正に伴う技術検査の進め方や法的根拠について学ぶ。
		土地区画整理事業に関する法的諸問題講座	2日間	1	土地区画整理事業運用指針の解説や行政事件訴訟法の概要について学ぶ。
		住民参画型行政の推進講座	2日間	1	住民と行政の協働、住民・NPO・ボランティア等のパートナーシップ作りについて学ぶ。
広報・広聴担当者必須のコミュニケーション・スキル向上セミナー		2日間	1	広報・広聴としてのクレーム対応やコミュニケーションスキルについて学ぶ。	
外国人に対する住民税とその他の重点項目に関する課税実務		2日間	1	外国人に対する住民税の課税を中心に、実務上の重要点について学ぶ。	
介護保険担当職員のためのケアプラン点検のポイント講座		2日間	1	ケアプラン点検の現状と問題点、ケアプラン点検支援の実務について学ぶ。	
地方議員のための議会改革講座		2日間	1	自治体が直面する主要課題と議会の重要性、今後の自治体のあり方と議会改革の方向性について学ぶ。	
民間企業に学ぶクレーム対応セミナー	2日間	1	民間企業の事例からクレームの本質やポイントについて学ぶ。		
千葉県市町村職員共済組合	ゆたかなセカンドライフ講座	1日間	12	退職予定者を対象とした退職後の人生設計講座	

種別	研修先	研修名	日数	参加人数	研修内容
専門研修	政策形成研修	全国高等学校総合体育大会空手道競技大会の視察	3日間	2	歓迎方法や大会に必要な施設、備品、交通手段、駐車場の確保、地域での役員等の協力体制について学び、今後の事業に役立てる。
		地震被害想定に基づく町内会等の活動について	2日間	2	災害発生時における各町内会等の活動について学び、今後の市町内会自治会連合会の事業に役立てる。
		地域に根差した住民主体の介護予防教室、その開催取り組みについて	3日間	2	介護予防事業やバリアフリーの視察を通して高齢者や障害者が自立して生活をしていくためについて学び、今後の介護予防事業に役立てる。
		東日本大震災の被災地から今後の防災対策について	5日間	4	東北被災地を視察しメディアやネットに載らない被害や市町村職員の実情や課題を把握し、今後の防災行政に役立てる。
特別研修	市主催	新採研修	3日間	6	基礎実務を習得するための庁内研修
		新採介護体験研修	5日間	6	みどり荘での介護体験研修
		新採安全運転研修	1日間	6	印西自動車学校での自動車運転技能研修
		メンタスヘルス研修	1日間	56	メンタスヘルスに関する知識とスキルを習得し、職場のメンタスヘルスケアの適切な対応について学び職場環境の改善を図る。
		危機管理能力開発研修	1日間	64	危機管理の基本から、災害発生時の応急業務及び継続性の高い通常業務を特定しておくことにより、適切な業務を遂行する業務継続計画（BCP）についての知識を習得し、災害などの危機発生を見据えた行政サービスの維持増進を図る。
職場研修	OJT	印西市パソコン研修	3日間	76	Excel2007、powerpoint2007の操作知識の修得を目的とする。
		食物アレルギー講習会	5日間	219	保育園、学童保育、児童と関わりの多い施設において食物アレルギーの症状や発見時の対応について学ぶ。
		情報セキュリティ研修	1日間	63	行政サービスに伴う情報セキュリティ上の安全性を確保することを目的とする。
		遊具日常点検講習会	1日間	29	遊具の安全性並びに安全と事故を未然に防止するための日常点検の方法を習得する。
		印西市暴力団排除条例研修	1日間	62	暴力団排除に向けての職員の意識の向上を図る。
		医療統計学、地域保健活動への応用	1日間	12	検診データを今後の地区診断にどう結び付けていくかについて学ぶ。
		市民参加に関する職員研修	1日間	48	市民参加によるまちづくりについて、市民に対する職員の意識の高揚を図り、市民参加条例及び施行規則についての理解を深め、今後の市民参加に関する事務の円滑化を図る。
		生涯学習まちづくり推進庁内職員研修	1日間	85	生涯学習による人づくり、まちづくりを進めるためのポイントについて具体的な事例に基づき学習する
		合計		840	

2 勤務評定の評価状況

勤務評定は、職員が実際に達成した勤務成績、職務遂行上見られた能力・態度について、客観的かつ継続的に把握することにより、職員の勤務成績を公平に評価する制度で、評定結果は、勤勉手当の成績率の決定に反映させるほか、昇給・昇任及び人事配置等の参考としています。

評定は、5段階評価で、平成23年度における勤務成績の評定は以下のとおりです。

(単位：人)

段階	評価	6月期	12月期
「5」	極めて優れている	0	0
「4」	優れている	49	54
「3」	良好	611	596
「2」	やや劣る	5	6
「1」	劣る	0	0
計		665	656

(7) 職員の福祉厚生状況

福利厚生制度は、地方公務員法第42条で、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と義務づけられています。平成23年度の福利厚生の実績は以下のとおりです。

保健事業

- 職員定期健康診断 870人 3,266,760円
(職員602人、任期付職員172人、非常勤職員96人)
- 大腸がん検査 279人(40歳以上対象) 263,655円
- 破傷風、B型肝炎、麻疹予防接種 54人 191,625円

元気回復事業

- 総合福利厚生システム事業委託 2,634,660円

千葉県市町村職員互助会

- 千葉県市町村職員互助会 1,261,917円

その他厚生事業

- 全国市長会団体定期保険 3,065,626円

(8) 公平委員会業務の状況

公平委員会とは、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するための機関です。

平成23年度の千葉縣市町村公平委員会業務の状況に関する報告については次のとおりです。

1. 勤務条件に関する措置の要求に係る事項	該当する案件はなかった。
2. 不利益処分に関する不服申し立てに係る事項	該当する案件はなかった。